

ご相談ください！ 「人事・労務、 雇用関係助成金」

ご相談
無料

東京商工会議所ビジネスサポートデスク(東京南)では、企業経営に関する様々な課題の解決をお手伝いするため、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士などの専門家に相談ができる窓口を設置しております。経営者の大きな悩みである人事・労務をめぐるトラブルや、就業規則等の社内制度、雇用関係の助成金、求人募集に関する様々なご相談を、専門家が無料で承っております。ご利用は無料です。

■人事・労務、雇用関係助成金 担当窓口相談員

高橋 真輔【特定社会保険労務士・中小企業診断士】

大学卒業後、医療機器メーカーや大手通信会社で営業等に従事。
2011年に社会保険労務士として独立開業。
特定社会保険労務士・中小企業診断士の資格を保有し、労務トラブル対応、
人事労務管理、雇用関係助成金、就業規則・各種社内規程、ハローワーク求人票などの
相談支援を得意とする。



▼このようなお困りのことはございませんか？

雇用の助成制度・求人募集に 関する悩みを相談

- 人を雇いたいが、どのような助成金がある？
- 正社員登用を考えているが、助成の対象になるのか？
- 従業員の育成に力を入れたいが、何か助成金はある？
- 求人を出したが、まったく応募がないので求人票を見直したい

就業規則を定めたい・変更したい

- これまでなかったが、就業規則を定めたい
- 就業規則を改定したい
- 会社を守ってくれる就業規則にしたい

人事リスクを回避したい

- モンスター社員をどうしたらいい？
- 残業代や休職・退職のトラブルの対処方法は？
- ハラスメント問題にはどう向き合えばいいか？

**ご利用は無料です！
専門家が課題解決をサポート！**

事前予約制です。詳しくは裏面をご覧ください。

東京商工会議所ビジネスサポートデスク（東京南） 相談予約のご案内

担当エリア：千代田区・中央区・港区・
品川区・目黒区・大田区

開催日【人事・労務、雇用関係助成金】

■2022年度開催予定

※掲載内容は2022年3月現在の情報です。

※下記の予定は変更になる可能性があります。必ず事前にお問い合わせください。

10/13（木）、10/27（木）、11/10（木）、11/24（木）、12/8（木）、12/22（木）、
2023年 1/12（木）、1/26（木）、2/2（木）、2/9（木）、3/2（木）、3/23（木）

■ご相談までの流れ

ご相談は**事前予約制**です。下記によりご予約のうえ、お越しください。

①予約のご連絡

電話予約
☎ 03-6324-4139

メールでの問い合わせ
✉ bsdsouth@tokyo-cci.or.jp

■いずれかの時間をご指定ください。

- ① 10:00 ~ 11:00 ② 11:00 ~ 12:00
③ 13:00 ~ 14:00 ④ 14:30 ~ 15:30

事務局に空き状況をご確認ください。
ご予約の受付を致します。

②窓口ご来所

当デスクの窓口へお越しください。

JR浜松町駅 直結の世界貿易センタービルディング南館5Fです。（下記ご参照）

■ビジネスサポートデスクって？



東京商工会議所は2015年4月、23区内4か所に東西南北の「ビジネスサポートデスク」を開設しました。23区内の中小企業・小規模事業者・創業予定者の方の、事業承継や持続的な成長・発展への支援、創業予定者へのキメ細かい相談を行う拠点として運営しています。

ビジネスサポートデスク(東京南)では、東京23区の都心・城南エリア(千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区)を担当しています。

※東京都「地域持続化支援事業」の補助を受けて運営しているため、当デスクでの相談は全て無料です。
※ご相談の内容・秘密は厳守いたします。

■相談のご予約・お問い合わせ先

東京商工会議所ビジネスサポートデスク(東京南)

電話：03-6324-4139

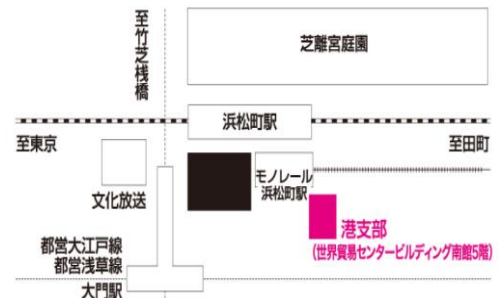
E-mail：bsdsouth@tokyo-cci.or.jp

【相談受付時間】月曜日から金曜日の9:30～16:00(祝日・年末年始は除く)

【所在地】〒105-5105 東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービルディング南館5階

【アクセス】都営浅草線 都営大江戸線 大門駅 徒歩2分

JR 東京モノレール 浜松町駅 南口 徒歩1分



<ご相談にあたってのご注意>

- 電話・FAX、電子メールでの相談は行っていません。また、ご相談は経営に関するものに限りましてご注意ください。■予約状況によってはご希望の日時にご相談を承れない場合がございます。■最終的な意思決定、経営判断は相談者ご自身でお願いします。当デスクでの相談・支援はそのための各種アドバイス等となります。相談・支援の内容、助言・アドバイスの有無によっていかなる損害が発生した場合でも、東京商工会議所および支援担当者は一切賠償責任を負いません。また、経営者以外の方からの相談は、経営者本人の了解がないと、承れない場合がありますのでご注意ください。
- 計画書・申請書等の書類作成代行、HP作成、販促ツールや営業資料等の制作代行はいたしません。また、特定の企業の紹介・斡旋はいたしません。■業種・業態によってはご相談を承れない場合がございます。■係争案件の仲裁、企業・行政への要望などは受け付けておりません。■ご相談者が開示する情報(個人情報を含む)は東京商工会議所および支援担当者が相談・支援業務のために利用するほか、東京商工会議所からの各種情報提供・事業案内に使用することがあります。
- 掲載内容は2022年3月現在の情報です。